

# 令和5年2月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年2月21日（火）午後2時00分～午後3時34分
場所	さぬき市役所 寒川庁舎 3階301・302
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～5号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第6～11号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第12～14号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第15～23号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第24号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について (会長提出議案第25～35号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第36号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	12 十川隆行、16 藤澤 明
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし



それではご説明させていただきます。今回の3条の案件は5件ございまして、面積にして12,911㎡、19筆です。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに畑、地積284㎡。譲渡人の申請事由、借入地売買、譲受人の申請事由、借入地の取得。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は15,571.02㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南東約600mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

続いて、会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年2月1日。譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●●●様。申請地については、現況地目が一部宅地となっている土地が重複されて計算されていますので、正しい筆数と地積に訂正させていただきます。それでは、申請地が●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他9筆で、台帳地目、田が8筆、台帳地目、畑が2筆で、地積の合計が4,343㎡になります。譲渡人の申請事由は負債整理、譲受人の申請事由は競売による取得です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,062.51㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南南東約1.1kmに位置しています。現況宅地と記載されている部分につきましては、農業用施設及び耕作道となっているため、農地取得後に制限除外等の手続を取ってとってもらいます。昨年11月の定例会で承認されて、競売買受適格証明を交付していた案件で、申請者は申請地の保全管理も行なっており、下限面積要件を満たしています。

次に、会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計が2,779㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、貸付けしていた2,355㎡の農地を解約するため、経営面積の合計は3,188㎡になります。受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページとなります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の南約1.2kmに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行なっております。

続いて、会長提出議案第4号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積677㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、1,891㎡の農地を借入れするため、経営面積は4,990.11㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の北約220mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●

●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番他4筆。台帳地目、現況地目ともに、田の土地が4筆、畑の土地が1筆、地積の合計が4,828㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止で、譲受人の申請事由が新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、新規就農者のため、今の経営面積は0㎡、受人従事数は2人となっております。資料と致しましては5ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約2.2kmに位置しております。なお、申請人は新規就農者であるため、定例会開始前にヒアリングを行っております。農地取得後は、サツマイモ、ジャガイモ、トマト、タマネギ、ミカンを作付していく予定です。

農地法第3条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 会長提出議案第1号、第2号について報告します。2月15日に委員、推進委員全員で現地確認を行いました。先ほど事務局が説明したとおりで、借入地の競売による取得ということで、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員 第3号議案についてご説明致します。私たち2月18日に現地確認を行いました。2枚の田んぼをはっきり見ました。今は小麦が植えられていて、田んぼの状態も大変よろしく、保全管理がきちんとできておりましたので、よろしいということで私たちは認めることにしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

次の第4号議案、これにつきましても2月18日、現地確認を行いました。草も取られて、その枯れ草もきちんと整理されておりました。農地の保全管理は言うことありませんでしたので、私たちこれを認めることにしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 ご報告申し上げます。先ほど、別室におきまして新規就農という形でヒアリングを行いました。これから頑張ってください。もともと地元の方ですので、それと、●●●●●の元会長さんがバックアップでついていただいておりますので、もともと●●の人がやることですので、非常に機械、道具類も全てそろっておりますので、私らも見守りながら応援していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。







地。無断転用是正案件となります。資料と致しましては24ページから25ページで、位置図を24ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の西約650mに位置し、隣接については、雑種地、堤及び道路、水路に接しております。このたび既に貸店舗用地として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第13号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目宅地、地積41㎡。転用目的、既存宅地の拡張、建築面積325.59㎡。工事着完予定年月日、平成6年1月1日から平成6年12月1日。農地区分、第2種農地。無断転用是正案件となります。資料と致しましては26から27ページで、位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約160mに位置し、隣接については、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、既存宅地の拡張として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第14号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積145㎡。転用目的、既存宅地の拡張、建築面積323.37㎡。工事着完予定年月日、平成25年5月20日から平成26年3月10日。農地区分、第2種農地。こちらも無断転用の是正案件となります。資料と致しましては28から29ページで、位置図を29ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●の東約80mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、既存宅地の拡張として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

農地法第4条に基づく申請審議についてご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区。

松岡浩二委員 会長提出議案第12号ですが、2月15日に現地確認を行いました。現地は車の修理工場となっております、その一部の田がもう既に無断転用で使われておりました。本件は無断転用の是正ということで、よろしくご審議をお願いしたらと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岡村義弘委員 13号については、この●●さんが、この地図で言うたら26ページの左側のところで、下の宅地から道路がSカーブになつとる所ですけど、最初の、この高速ができたときの計画では、本人にはここ直接で入るような指示があ







われます。どうぞご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員　　21号、22号、23号、いずれも事務局の報告のとおり問題なしと判断を致しましたので、ご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第15号から第23号につきましてお諮りします。議案第15号から第23号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第15号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番が●●委員さんの除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局　　会長提出議案第24号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書7ページから10ページとなります。

個人18件、中間管理機構19件の合計37件となっております。37件のうち新規21件、再設定16件となっております。

37件のうち賃借権7件、使用貸借権30件となっております。賃借権の内訳と致しまして、10,000円が1件、5,000円が4件、物納2件となっております。

期間は、10年13件、6年9件、5年9件、3年5件、2年11か月1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた54件について説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人27件、法人27件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権5件、使用貸借権49件となっております。期間は10年29件、6年22件、3年3件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）　　説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りますので、番号指定の上、ご発言をお願いします。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番を除く議案第24号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の松岡委員の関係議案である1番から4番の審議に入りますので、松岡委員の退場を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は4件で、4件とも使用貸借権、期間は4件とも10年となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。  
以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 続きまして、日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第25号から第35号までを一括上程致します。  
なお、今月の議案で、議案第26号は寒川委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。  
では、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の農業振興地域整備計画変更の答申は、●●委員さんの案件を除き、農用地域からの除外が9件、農用地域への編入について1件あります。  
それでは、農用地域からの除外の個別案件から説明致します。議案書11ページをご覧ください。  
会長提出議案第25号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆です。除外後の用途は駐車場です。申請の位置でございますが、資料47ページをご覧ください。●●●●●●●●●●から南西約780mに位置しております。  
会長提出議案第27号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料51ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南約380mの所に位置しております。  
会長提出議案第28号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料53ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南約380mの所に位置しております。  
会長提出議案第29号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆です。除











号の番号③について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第36号の番号③を原案のとおり認めることと致します。  
退席されている岩澤委員さんの再入場を認めます。

（岩澤委員 着席）

議長（会長）

本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局、何かありませんか。

事務局

そうしたら、その他ということで、事務局のほうから農地法の改正のお知らせをさせていただきたいと思います。

昨年の5月の国会で農地のほうが改正されまして、今、農地法の3条で所有権の移転、農地を取得しようとするときの許可条件の中に下限面積要件というのがあるんです。皆さんご存じのとおりなんですけども。今、さぬき市では4,000㎡、今持っている経営農地とこれから取得する農地の合計が4反以上ないと取得できんという条件があるんですが、これが今年の4月1日施行になりますので、4月1日以降の許可からもうこの下限面積要件はなくなります。

その他の要件につきましてはまだ変更があるというふうにはなっておりませんので、また何か変更などありましたら、その都度ご連絡させていただきたいと思います。

以上です。

事務局

続きまして、今月から、農業委員と農地最適化推進委員の募集が来ておりますので、担当から少し説明させていただきます。

事務局

令和5年7月19日をもって現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了するために、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集しております。その受付期間は令和5年2月21日から3月22日の平日の午前8時半から5時15分となっております。

また、申請書につきましては、農業委員会事務局及び寒川の支所で配布と、あと、インターネットからでもダウンロードできるようになっています。

以上です。

事務局

続いて、次回の定例会なんですけども、3月24日の金曜日、午後1時半から本庁の3階、301、302会議室で行いますので、また予定のほうをお願い致します。

それから、農業経営改善計画認定書、その資料につきましては後で回収しますので、机の上に置いておいていただけたらと思います。

それから、この後、定例会が終了した後に、全国農業会議所の方と香川県農業会議の方が来られまして、全国農業新聞の普及の推進と、あと先ほど藤川のほうからありましたが、農地法の一部の改正がございましたので、そのあたりの説明を引き続きしますので、引き続きご出席をお願い致します。

以上です。

議長（会長）

農地集積専門員の方、何か。

農地中間管理機構

ございません。

議長（会長）

本日上程の議案については以上です。

以上をもちまして、令和5年2月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

( 3時34分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 3 番

署名委員 7 番